

大学・高専機能強化支援事業
（支援２：高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）
「重点分野支援枠」
審査要項

大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」審査要項（以下「本審査要項」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」」（以下「本事業」という。）における審査について定めたものである。

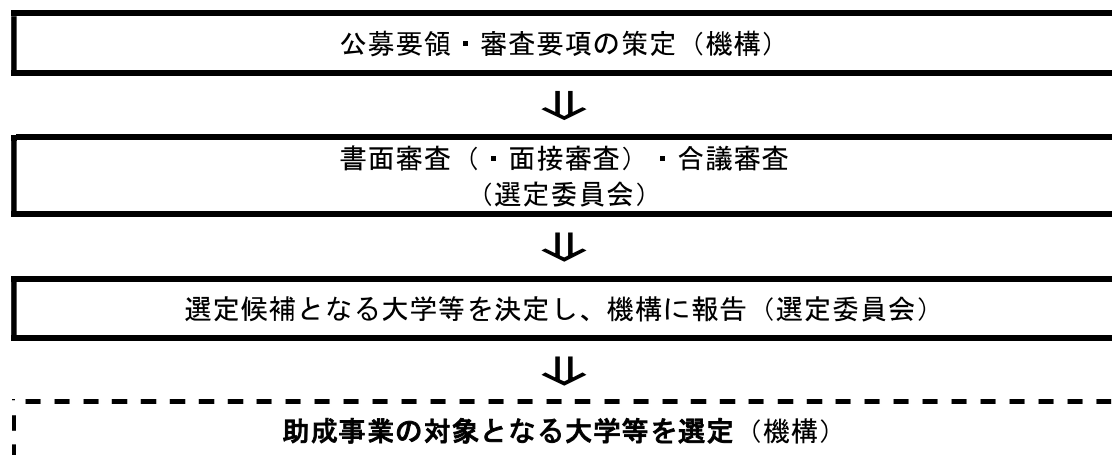
I. 審査方法

1. 審査体制

本事業の選定のための審査は、機構に設置された外部有識者からなる「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）にて行う。

2. 審査方法

- （１）大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）から提出された申請書等は、本事業に係る事業計画として選定委員会において審査を実施する。なお、審査の過程で、面接審査等を行う場合がある。審査に当たっては、情報系分野及び重点分野に係る人材の育成に知見を有する専門委員の協力を得るものとする。
- （２）選定委員会は、審議を尽くした上で選定候補となる大学等を決定し、機構に報告する。
- （３）機構は、この報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学等を選定する。



Ⅱ. 審査方針

1. 大学における審査の観点

(1) 確認項目

- ① 大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」公募要領の3. 申請資格・要件等（4）申請要件に記載している事項をすべて満たす計画であるかどうかを確認する。
- ② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。
 - ・ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や企業等との事前協議も含めた地域と連携した取組を行う計画となっているか。
（例えば、企業等と連携した授業科目（PBL・インターンシップ等）の開発・実施、企業等からの研究者・技術者による授業の実施等）
 - ・ 初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。
（例えば、高等学校における、情報教育等に関する実践授業への支援や、小中学校における、プログラミング学習等の出前授業の実施等）
 - ・ 女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。
（例えば、女子学生等の志願者確保に向けた広報活動、入学者選抜における工夫や、社会人学生のリカレントやリスキリングへの対応、留学生等の受け入れ強化に向けた体制整備等）
 - ・ 他の大学（外国大学を含む。）・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。
（例えば、関連分野に強みを持つ他大学等と連携した授業科目の整備や学生の相互交流プログラムの実施等）
- ③ 以下の観点について定員増の規模や計画等について確認する。
 - ・ 研究科等の設置等に係る定員増を行う計画となっているか。
（より高度な専門人材の育成に対応する観点から、学部よりも大学院修士課程、大学院修士課程よりも大学院博士課程の定員増を含む計画を重視する。）
 - ・ 早期に研究科等の設置等を行う計画となっているか。
 - ・ 計画の対象となる情報系分野かつ重点分野の研究科等の設置等に係る定員の増加がどれだけ図られているか。また、大学全体の定員規模に応じた増加となっているか。

(2) 評価項目

以下の観点を満たした事業計画となっているか確認し、評価する。

- ① 政策目的との整合性（重点分野への適合）
 - ・ 大学として今後 10 年程度の中長期的視点から、重点分野の教育・研究を通じてどのようにステークホルダーから求められる学術的・社会的貢献を実現するかについての構想が明確であり、本計画の内容がその将来構想の一部を構成するも

のであること。（「産業・科学革新人材事業」や「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」など、関連事業への申請を検討している、または既に採択されている場合には、その取組が本計画とどのように補完し合い、相乗効果を発揮し得るかについて具体的に示されていること。さらに、文部科学省のみならず、他府省が実施する支援施策との連携もしくは連動がある場合においても、その連携・連動内容が明確であり、本計画の効果向上に寄与するものであること。）

- ・ 事業計画が、国が重点的に育成を求める重点分野に適合し、当該分野における情報技術を活用した高度な人材育成を通じて、地域産業の高度化や我が国全体の国際競争力強化にどのように寄与するかが、具体的に示されていること。また、修士課程や博士課程としての教育段階に期待される役割が明確化されており、国・地域レベルの産業構造の特徴や当該大学の教育研究実績を踏まえた具体的な計画であること。
- ・ 教育内容が、重点分野における今後の社会・産業ニーズ、技術動向、国際的潮流を踏まえた上で設計されていること。また、定員設定についても、当該大学が担う人材供給機能として適切な規模が確保されているとともに、地域需要等との整合性が取れていること。

② 人材育成の具体性、妥当性

- ・ 事業計画で育成する人材像が、専門性・スキルセットなどの観点から明確に定義されており、当該分野の社会・産業ニーズに照らして合理性のある内容となっていること。そのうえで、必修科目、演習、PBL、研究指導等から構成されるカリキュラムが体系的かつ具体的に設計されていること。既存の教育との違いや新規性が明確であり、学修成果や到達目標、学修評価方法に関する質保証の仕組みが、大学全体の教育方針とも整合しつつ適切に整備されていること。
- ・ 教員体制、教育研究設備、大学全体の定員規模、志願倍率の動向、定員充足率などの客観的データとの整合が図られ、設定される定員が合理的かつ実現可能なものであること。

③ 体制整備の妥当性

- ・ 新組織の設置や拡大に偏るのではなく、既存組織の見直し・再編を含めた最適化が図られる等、大学全体として持続可能な管理運営体制となっていること。教員人件費などの財政措置の必要性が合理的に説明されていること。
- ・ 必要な専門性を有する教員の確保・配置が現実的である等、学位プログラム設置等に必要教育研究体制が適切に整備される計画であること。
- ・ 他分野・他学部との連携や波及効果、人材循環、大学横断的なDX促進など、大学全体の発展につながる効果が期待できること。

④ 産業界等との連携の実効性

- ・ 連携する企業、自治体、官公庁、研究機関等との協働体制が形式的なものに留まらず、具体的な育成する人材像や能力等を共有し、例えばインターンシップ、

共同研究、実務家教員派遣など具体的な教育研究活動として実装される計画であること。

- ・ 産業界のニーズや技術動向が教育課程・人材像に適切に反映されており、修了後のキャリア接続（産業界、アカデミアへの接続）に関する仕組みが整備されていること。

⑤ 実現可能性

- ・ 申請時点で計画が十分に具体化されており、学位プログラム等の設置から運用に至るまでの年度別ロードマップが明確であること。教員採用の遅延や設備調達等のリスクに対する対応策が準備されていること。

⑥ 助成終了後の自走化計画の具体性

- ・ 助成期間終了後も教育研究活動が継続可能となるよう、寄附金や共同研究費等の企業等からの外部資金も含め、持続可能な財政基盤が示されていること。

⑦ 以下の項目を実施する特徴のある計画については加点を行う（すべてを満たす必要はない。）

<国際的な連携による高度人材育成>

- ・ 事業計画が、海外の大学や国際研究機関との組織的な連携を通じて、世界的に活躍できるトップレベル人材の育成を目指すものであること。特に、国際共同研究、海外研修プログラムなど、学生の国際経験を高める取組が具体的に計画されており、教育効果を高める仕組みとして適切に機能すること。

<先端的技术融合による高度人材育成の実現>

- ・ 単なる情報技術の活用ではなく、AI・デジタル技術・データサイエンスなどの先端的技术を活用して当該重点分野を捉え直し、当該分野の成長だけではなく、分野融合等も含めた、新しい分野や価値の創出、技術革新につながる高度な人材育成につながるものであること。その取組がカリキュラム構成や研究指導体制に具体的に反映され、将来の産業・科学技術分野に貢献し得る内容であること。

<経済安全保障に資する基盤技術の維持・強化>

- ・ 事業計画が、我が国の経済安全保障において重要性が高まっている基盤技術やサプライチェーンの維持・強化に寄与する人材育成であること。技術自立性の確保や基盤技術の持続的発展に向けた教育内容が整理されており、国家的な重要課題の解決に資する人材育成計画となっていること。

<大学間ネットワーク等を活用した全国的な人材育成への貢献>

- ・ 事業計画が、自大学のみならず、既存の大学間ネットワークなどを活用し、他大学・高等専門学校も広く参加できる教育プログラムや教材開発を実施することで、我が国全体の重点分野における人材育成へ寄与する内容となっていること。また、共通教材の開発やオンラインによる教育資源の共有など、全国的な教育力の底上げに貢献し得る取組が具体的に示されていること。

2. 高等専門学校における審査の観点

(1) 確認項目

- ① 公募要領の3. 申請資格・要件等(4) 申請要件に記載している事項をすべて満たす計画であるかどうかを確認する。
- ② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。
 - ・ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や企業等との事前協議を含めた地域と連携した取組を行う計画となっているか。
(例えば、企業等と連携した授業科目(PBL・インターンシップ等)の開発・実施、企業等からの研究者・技術者による授業の実施等)
 - ・ 初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。
(例えば、高等学校における、情報教育等に関する実践授業への支援や、小中学校における、プログラミング学習等の出前授業の実施等)
 - ・ 女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。
(例えば、女子学生等の志願者確保に向けた広報活動、入学者選抜における工夫や、社会人学生のリカレントやリスキリングへの対応、留学生等の受け入れ強化に向けた体制整備等)
 - ・ 他の大学(外国大学を含む。)・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。また、当該重点分野の専攻科を有する場合は、計画の対象となる学科・コース等と当該専攻科が連携した特色ある取組を行う計画となっているか。
(例えば、関連分野に強みを持つ他大学等と連携した授業科目の整備や学生の相互交流プログラムの実施、本科と専攻科の一貫教育プログラム等)
- ③ 以下の観点について定員増の規模や計画等について確認する。
 - ・ 計画の対象となる情報系分野かつ重点分野の学科・コース等の設置等に係る定員の増加がどれだけ図られているか。また、高等専門学校の定員規模に応じた増加となっているか。
(喫緊の課題である重点分野における人材の育成のため、当該学科・コース等による重点分野の人材育成に資する定員の増員数の規模や、高等専門学校全体の収容定員数のうち重点分野の定員増が占める割合の状況を重視する。ただし、新たな組織整備等により、既存の重点分野の定員を減じる場合は、当該定員減数を増員数から除くものとする。)
 - ・ 早期に学科・コース等の設置等を行う計画となっているか。
(本事業への応募時点で、学科・コース等の設置等(定員の増員を含む。)の時期が明確であるか確認する。)
 - ・ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度について、応募の資格要件である「リテラシーレベル」に係る要件を満たすのみならず、更に「応用基礎レベル」の認定を受けている、又は「応用基礎レベル」の

認定を受ける計画があるか。

（「応用基礎レベル」の認定を受けているか、あるいは認定に向けた検討状況や計画を確認する。）

（２）評価項目

以下の観点を満たした事業計画となっているか確認し、評価する。

① 政策目的との整合性（重点分野への適合）

- ・ 高等専門学校として今後 10 年程度の中長期的視点から、重点分野の教育・研究を通じてどのような地域的・社会的貢献を実現するかについての構想が明確であり、本計画の内容がその将来構想の一部を構成するものであること。
- ・ 事業計画が、国が重点的に育成を求める重点分野に適合し、当該分野における情報技術を活用した高度な人材育成を通じて、地域産業の高度化や地域の人材育成強化に寄与するものであることが、具体的に示されていること。
- ・ 教育内容が、重点分野における今後の社会・産業ニーズ、技術動向を踏まえた上で設計されていること。また、定員設定についても、当該高等専門学校が担う人材供給機能として適切な規模が確保されているとともに、地域需要等との整合性が取れていること。

② 人材育成の具体性、妥当性

- ・ 事業計画で育成する人材像が、専門性・スキルセットなどの観点から明確に定義されており、当該分野の社会・産業ニーズに照らして合理性のある内容となっていること。そのうえで、必修科目、演習、PBL 等から構成されるカリキュラムが体系的かつ具体的に設計されていること。
- ・ 教員体制、高等専門学校全体の定員規模、志願倍率の動向、定員充足率などの客観的データとの整合が図られ、設定される定員が合理的かつ実現可能なものであること。

③ 体制整備の妥当性

- ・ 必要な専門性を有する教員の確保・配置が現実的である等、必要な教育研究体制が適切に整備される計画であること。

④ 産業界等との連携の実効性

- ・ 連携する企業、自治体、官公庁、研究機関等との協働体制が形式的なものに留まらず、インターンシップ、共同研究、実務家教員派遣、共同カリキュラムの開発など具体的な教育研究活動として実装される計画であること。
- ・ 産業界のニーズや技術動向が教育課程・人材像に適切に反映されており、卒業後のキャリア接続（産業界、アカデミアへの接続）に関する仕組みが整備されていること。（高等専門学校の新設の場合、こうした仕組みを整備する計画となっていること。）

⑤ 実現可能性

- ・ 申請時点で計画が十分に具体化されており、学位プログラム等の設置から運用に至るまでの年度別ロードマップが明確であること。教員採用の遅延や設備調達等のリスクに対する対応策が準備されていること。

⑥ 助成終了後の自走化計画の具体性

- ・ 助成期間終了後も教育研究活動が継続可能となるよう、寄附金や共同研究費等の企業等からの外部資金も含め、持続可能な財政基盤が示されていること。

⑦ 以下の項目を実施する計画については加点を行う（すべてを満たす必要はない。）

＜先端的技術融合による高度人材育成の実現＞

- ・ 単なる情報技術の活用ではなく、AI・デジタル技術・データサイエンスなどの先端的技術を活用して当該重点分野を捉え直し、当該分野の成長だけではなく、分野融合等も含めた、新しい分野や価値の創出、技術革新につながる高度な人材育成につながるものであること。その取組がカリキュラム構成や教育体制に具体的に反映され、将来の産業・科学技術分野に貢献し得る内容であること。

＜高等専門学校・大学間ネットワーク等を活用した全国的な人材育成への貢献＞

- ・ 計画が、自高等専門学校のみならず、他大学・高等専門学校の学生も広く参加できる教育プログラムや教材開発を実施することで、我が国全体の重点分野における人材育成へ寄与する内容となっていること。

2. 審査基準

（1）書面審査等

書面審査は、上記（1）の各確認項目を満たした事業計画となっているか、確認項目①は原則（表1）、確認項目②は（表2）に基づき判断する。また、上記（2）の評価項目について、（表3）に基づき評価する。

確認項目③を含め、大学等から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整することとする。

なお、必要な場合に限り、審査の過程において、書面審査に加えて、面接審査等を行う場合がある（面接審査の詳細については、対象大学に別途連絡する。）。

（表1）確認区分①（申請要件の性質によっては申請要件の有無のみを確認）

区 分	確 認
○	申請要件を満たしている
×	申請要件を満たしていない

(表2) 確認区分②

区 分	確 認
○	確認事項を満たしている
×	確認事項を満たしていない

(表3) 評価区分

区 分	評 価
S	非常に優れている
A	優れている
B	妥当である
C	やや不十分である
D	不十分である

(2) 合議審査

選定委員会において、書面審査及び面接審査（実施の場合）の結果を参考にした上で、合議審査により、（表4）に基づき判断することとする。その際、同程度の評価により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、地域・重点分野等のバランスや事業計画の内容等を踏まえ、総合的に判断を行う。なお、重点分野のバランスの考慮に当たっては、日本成長戦略本部における議論の状況等を踏まえるものとする。

(表4) 評価区分

区 分	評 価
◎	積極的に選定候補とすべきである
○	選定候補とすべきである
△	不十分な点や課題はあるが選定してもよい
×	不十分な点や課題があり選定すべきでない

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 選定委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された助成事業は、機構ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。

(2) 委員について

選定委員会の委員の氏名は、助成事業選定後、公表する。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学等の審査を行わない。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は３年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらない。

なお、委員が審査から外れることによって２名以下で審査しなければならない場合は、審査の公平性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

３．情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (１) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (２) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (３) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (４) 委員は、当該審査について何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず機構にその旨を申し出ること。